

案件(2)

都市計画公園及び緑地の見直し
の取組について

報告内容

- 1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組
- 2 今後の予定

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組(背景)

都市計画公園及び緑地については、昭和31年に都市公園法が制定され、都市公園の標準的な配置及び規模の考え方が示され、この考え方等に基づいて決定されてきた。

都市計画法第53条 **建築制限**

- ・3階建て以下で、地階がないこと。
- ・主な構造が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造などであること。 等



【全国的な課題】

財政事情等により、未整備のまま**建築制限**だけが長期間に及んでいる。

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組（背景）

○最高裁判決（H17.11.1）

（盛岡市における市道区域決定処分取消等請求訴訟における補足意見）

建築制限に対する受忍限度を考える際には、制限の内容と同時に、制限の及ぶ期間が問題とされなければならない、60年をも超える長きにわたって制限が課せられている場合に、単に建築制限の程度から損失補償の必要はないという考えは大いに疑問である。

○都市計画運用指針

（都市施設に関する都市計画の見直しの考え方）

これまでの運用においては一度都市計画決定した施設の都市計画の変更についてあまりにも慎重すぎたきらいもある。長期的にみれば都市の将来像も変わり得るものであり必要に応じ変更の検討を行うことが望ましい。

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組（背景）

平成24年3月 「寝屋川市都市計画マスタープラン」

- ・「大阪府における都市計画公園のあり方に関する検討の動向を見極めながら、適正な公園配置等についての検証を行います。」（都市施設整備の方針）

平成25年6月 「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方」（大阪府都市計画協会）

- ・大阪府及び府内市町村が協同で、学識者・有識者等による検討委員会での検討、パブリックコメント手続き等を経て、統一的な見直しの基準をとりまとめ

平成31年3月 「寝屋川市みどりの基本計画」

- ・都市計画公園における「建築制限の長期化への対応」や「説明責任の明確化」などに対応するため、必要に応じた都市計画変更を推進

本市が都市計画決定権限を有する長期未着手又は未完成の公園及び緑地



都市計画決定当時からの社会経済情勢の変化を踏まえた見直し

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

整備状況(R2.3.31現在) ※本市が都市計画決定権限を有するもの

区 分		箇 所	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	開設率 (%)	開設状況(箇所)		
						完 成	未 完 成	未 着 手
住 区 基 幹 公 園	街区公園	17	4.37	3.74	85.6	14	1	2
	近隣公園	21	41.30	11.45	27.7	0	15	6
	地区公園	1	4.50	4.50	100.0	1	0	0
特殊公園		1	10.60	7.05	66.5	0	1	0
緑 地		1	4.50	3.82	84.9	0	1	0
合 計		41	65.27	30.56	46.8	15	18	8

⇒未着手又は未完成の都市計画公園及び緑地 **26箇所**

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

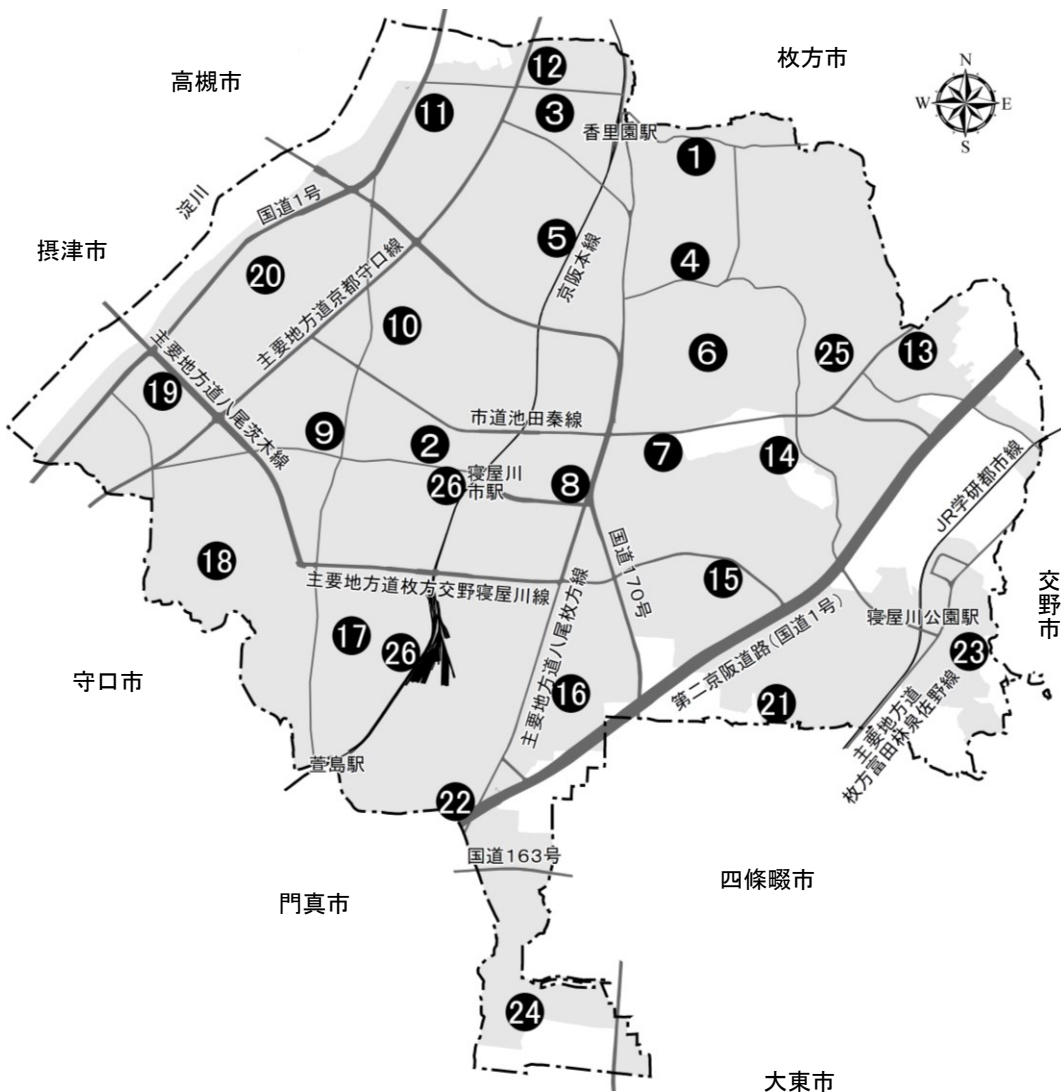
【参考】都市計画公園及び緑地の種類

種類	種別	機能の内容	標準規模	
公園	公住区基幹園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供する公園	0.25ha
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供する公園	2ha
		地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供する公園	4ha
	公都市基幹園	総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する公園	概ね10ha以上
		運動公園	主として運動の用に供する公園	概ね15ha以上
	広域公園		一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する公園	概ね50ha以上
	特殊公園		風致、動物、植物、歴史公園など特殊な公園	—
緑地		主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上及び緑道の用に供することを目的とする公共空地	—	

※本市域には、本市が決定した都市基幹公園及び広域公園(表中の網かけ)はありません。

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

未着手又は未完成の都市計画公園及び緑地(R2.3.31現在)



- | | |
|----------|-----------|
| ① 紅ヶ丘公園 | ⑭ 太秦1号公園 |
| ② 大和公園 | ⑮ 太秦2号公園 |
| ③ 松屋町公園 | ⑯ 堀溝公園 |
| ④ 成田公園 | ⑰ 上神田公園 |
| ⑤ 田井西公園 | ⑱ 黒原旭町公園 |
| ⑥ 国松公園 | ⑲ 仁和寺公園 |
| ⑦ 秦公園 | ⑳ 点野公園 |
| ⑧ 初本町公園 | ㉑ 小路明和公園 |
| ⑨ 高柳栄町公園 | ㉒ 萱島東公園 |
| ⑩ 池田2号公園 | ㉓ 打上公園 |
| ⑪ 木屋元町公園 | ㉔ 河北公園 |
| ⑫ 香里西公園 | ㉕ 寝屋川公園墓地 |
| ⑬ 寝屋公園 | ㉖ 友呂岐緑地 |

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

未着手又は未完成の都市計画公園及び緑地一覧(1/2) (R2.3.31現在)

No.	名称	公園種別	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	区分	当初の都市計画 決定年月日	経過年数 (年)
1	紅ヶ丘公園	街区公園	約0.25	0.00	未着手	昭和30年3月31日	65
2	大利公園	街区公園	約0.31	約0.18	未完成	昭和30年3月31日	65
3	松屋町公園	街区公園	約0.25	0.00	未着手	昭和47年8月9日	47
4	成田公園	近隣公園	約1.60	約1.44	未完成	昭和30年3月31日	65
5	田井西公園	近隣公園	約2.10	約1.70	未完成	昭和44年5月23日	50
6	国松公園	近隣公園	約3.30	約0.83	未完成	昭和44年5月23日	50
7	秦公園	近隣公園	約1.60	0.00	未着手	昭和44年5月23日	50
8	初本町公園	近隣公園	約2.90	約0.92	未完成	昭和44年5月23日	50
9	高柳栄町公園	近隣公園	約1.90	約0.27	未完成	昭和44年5月23日	50
10	池田2号公園	近隣公園	約1.10	約0.19	未完成	昭和44年5月23日	50
11	木屋元町公園	近隣公園	約1.10	約0.54	未完成	昭和44年5月23日	50
12	香里西公園	近隣公園	約1.10	約0.64	未完成	昭和44年5月23日	50
13	寝屋公園	近隣公園	約1.40	約0.12	未完成	昭和44年5月23日	50
14	太秦1号公園	近隣公園	約2.30	0.00	未着手	昭和44年5月23日	50

※本市が都市計画決定権限を有するもの

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

未着手又は未完成の都市計画公園及び緑地一覧(2/2) (R2.3.31現在)

No.	名称	公園種別	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	区分	当初の都市計画 決定年月日	経過年数 (年)
15	太秦2号公園	近隣公園	約2.20	約1.76	未完成	昭和44年5月23日	50
16	堀溝公園	近隣公園	約2.40	約0.06	未完成	昭和44年5月23日	50
17	上神田公園	近隣公園	約2.30	約0.16	未完成	昭和44年5月23日	50
18	黒原旭町公園	近隣公園	約2.60	約0.37	未完成	昭和44年5月23日	50
19	仁和寺公園	近隣公園	約1.60	0.00	未着手	昭和44年5月23日	50
20	点野公園	近隣公園	約1.20	0.00	未着手	昭和44年5月23日	50
21	小路明和公園	近隣公園	約3.20	約2.13	未完成	昭和44年5月23日	50
22	萱島東公園	近隣公園	約1.30	約0.32	未完成	昭和44年5月23日	50
23	打上公園	近隣公園	約2.70	0.00	未着手	昭和44年5月23日	50
24	河北公園	近隣公園	約1.40	0.00	未着手	昭和44年5月23日	50
25	寝屋川公園墓地	特殊公園	約10.60	約7.05	未完成	昭和30年3月31日	65
26	友呂岐緑地	緑地	約4.50	約3.82	未完成	昭和48年11月14日	46
合計			約57.21	約22.50	平均経過年数 約52年		

※本市が都市計画決定権限を有するもの

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

みどりの効果と主な代替施設等

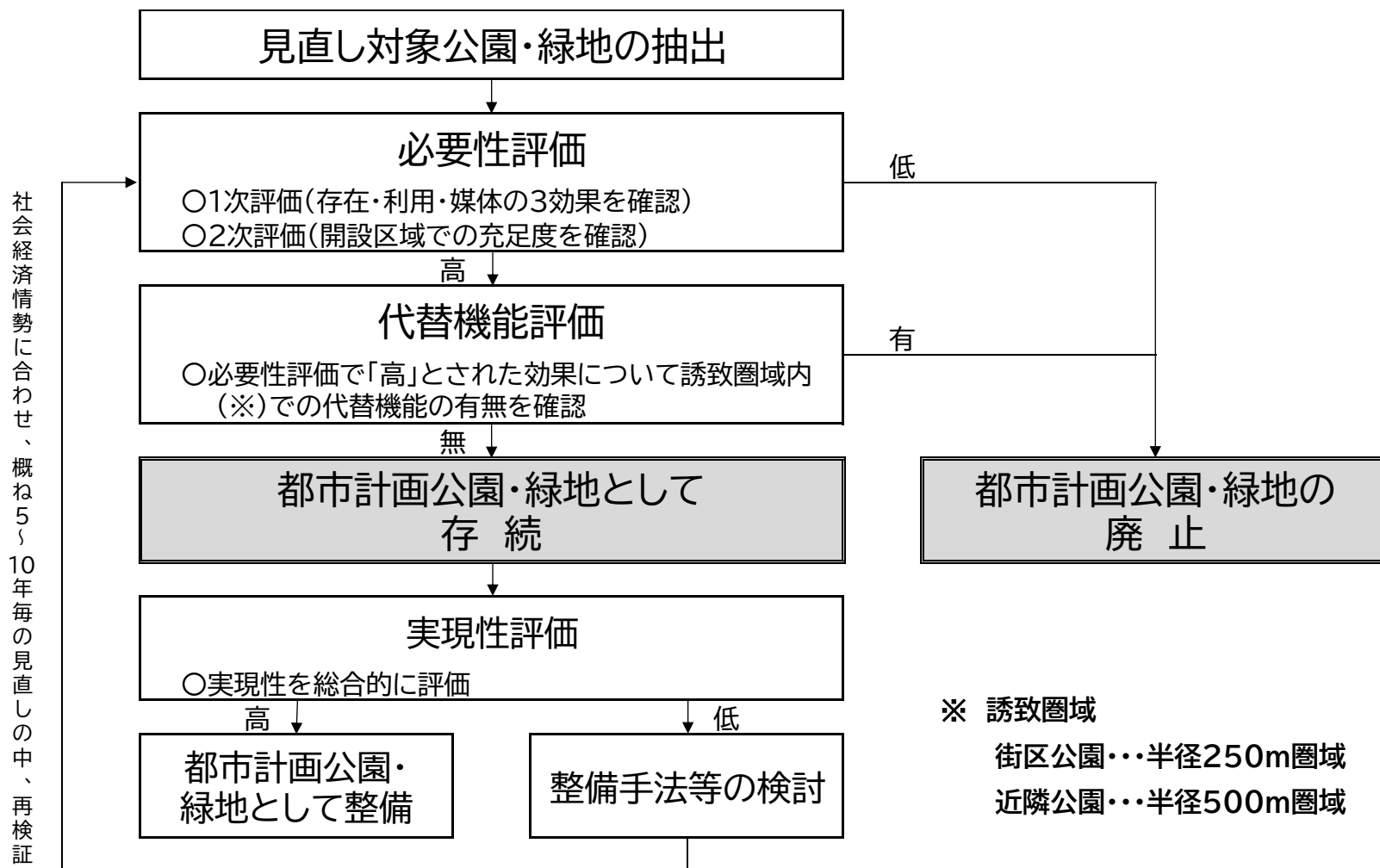
効果項目		都市計画公園に求められる主な機能	主な代替施設等
みどりの効果	存在効果	防災 ◆住民の避難場所(一次避難等) ◆延焼遮断 等	都市公園・緑地、ちびっこ老人憩いの広場、官公庁施設・学校等の緑化空間、社寺、墓地、生産緑地
		環境 ◆ヒートアイランド現象の緩和 ◆生き物の移動空間 等	
		景観 ◆地域シンボル ◆美しい景観による地域への愛着醸成 ◆住生活環境の向上 等	
	利用効果	◆遊び場提供及び健康増進(健康遊具、散策、ウォーキング等) ◆近隣住民のスポーツ・レクリエーション ◆遊歩道や休憩施設の憩い・癒し ◆花木や樹林地等の自然的景観の鑑賞 等	都市公園・緑地、ちびっこ老人憩いの広場
媒体効果	◆コミュニケーション(子育て世代、高齢者等)の場提供 ◆地域コミュニティの活性化 ◆市民活動の活性化 ◆福祉施設入所者や高齢者等の心身の健康増進及び生きがいづくり ◆自主防災訓練等による地域防災力の向上 ◆自然とのふれあいの場提供 等	都市公園・緑地、ちびっこ老人憩いの広場、学校	

※出典：都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的な考え方(大阪府都市計画協会)

1 都市計画公園及び緑地の見直しの取組

見直し検討フロー（概要）

※都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方（大阪府都市計画協会）に基づく



2 今後の予定(都市計画手続き等)

令和3年3月	都市計画素案の作成
令和3年4月	市民説明会
令和3年5月	都市計画公聴会 大阪府協議 都市計画案の作成
令和3年6月	都市計画案の縦覧
令和3年7月	寝屋川市都市計画審議会